



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 株式会社 千葉興業銀行  
代表者名 取締役頭取 青柳 俊一  
(コード：8337 東証第 1 部)  
問合せ先 経営企画部長 梅田 仁司  
043-243-2111 (大代表)

## 役員退職慰労金制度の廃止および株式報酬型ストックオプションの導入に関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行い、役員退職慰労金制度を廃止するとともに、株式報酬型ストックオプション制度の導入に関する議案を、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 92 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

### 記

#### 1. 目的

経営改革の一環として役員報酬制度の見直しを行うものであり、業績および企業価値向上への貢献意欲、ならびに株主重視の経営意識を従来以上に高めることを目的といたします。

#### 2. 内容

##### (1) 役員退職慰労金制度の廃止について

役員退職慰労金制度を、本年 6 月 27 日開催予定の第 92 回定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。

なお、当該株主総会終結後も引き続き在任する取締役および監査役につきましては、当該株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金を打ち切り支給すること、ならびに当該株主総会終結の時をもって退任する取締役および監査役に対し、退職慰労金を贈呈する旨の議案を当該株主総会に付議することを予定しております。

なお、打ち切り支給の時期は各人の役員退任時とする予定です。

##### (2) 株式報酬型ストックオプションの導入について

取締役および執行役員の報酬と株式価値との連動性を強め、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、株価上昇および業績向上への貢献意欲や株主重視の経営姿勢を一層高めることを目的として、取締役（社外取締役を除く。以下同じ。）および執行役員に対する株式報酬型ストックオプション（権利行使価格を 1 株当たり 1 円に設定した新株予約権）を導入いたします。

なお、株式報酬型ストックオプションとして発行する新株予約権の内容は次の通りといたします。

##### ① 新株予約権の割当ての対象者

当行取締役（社外取締役を除く。）および当行執行役員

##### ② 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式は当行普通株式とし、各新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は 100 株とします。

なお、割当日後に当行が、当行普通株式につき、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てます。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割、株式無償割当てまたは株式併合の比率

また、当行が吸収合併もしくは新設合併を行い新株予約権が承継される場合または当行が完全子会社となる株式交換もしくは株式移転を行い新株予約権が承継される場合には、当行は、合併比率等に応じ必要と認める株式数の調整を行うことができるものとします。

- ③ 新株予約権の総数  
600 個を各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の上限といたします。
- ④ 新株予約権の払込金額  
新株予約権の割当日においてブラック・ショールズモデル等により算出した公正価額を払込金額とします。なお当該払込金額は、各取締役および各執行役員が有する同額の当行に対する報酬債権と相殺するものとします。
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、当該各新株予約権の行使により交付される付与株式数に 1 株当たり 1 円を乗じた金額とします。
- ⑥ 新株予約権の権利行使期間  
新株予約権の割当日の翌日から 30 年以内の範囲で当行取締役会が定める期間とします。ただし、権利行使期間の最終日が当行の休業日にあたる場合は、その前営業日を最終日とします。
- ⑦ 新株予約権の行使の条件  
新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、当行の取締役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から 10 日間に限り、新株予約権を一括して行使できるものとします。
- ⑧ 新株予約権の譲渡制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当行取締役会の承認を要するものとします。
- ⑨ 行使時に交付すべき株式数の 1 株に満たない端数の処理  
新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとします。
- ⑩ 新株予約権のその他の内容  
上記②から⑨の細目および新株予約権に関するその他の内容等については、新株予約権の募集事項を決定する取締役会において定めることとします。

以 上

- ※ 上記の新株予約権の発行は、平成 26 年 6 月 27 日開催予定の第 92 回定時株主総会において、取締役に対して報酬として株式報酬型ストックオプション（新株予約権）を付与することのご承認を求める議案が承認可決されることを条件とし、具体的な発行および割当ての内容は、同定時株主総会后に開催予定の当行取締役会の決議をもって決定するものであります。